



国土交通省

国土交通省 近畿運輸局

問い合わせ先
(所属) 自動車監査指導部 (旅客担当)
(担当) 乗原・藤原
(電話) 06-6949-6449

令和5年3月14日

福祉タクシー事業者に事業停止処分

この度、下記の一般乗用旅客自動車運送事業者(福祉輸送限定)に対して、大阪運輸支局が一般監査を実施する旨の通知を行ったが、正当な理由なく忌避したため、令和5年3月14日付けで行政処分を行いましたのでお知らせします。

記

- 事業者名及び営業所名
事業者名：西 純一
営業所名：本店営業所 (大阪府東大阪市末広町10-14)
- 通知した監査予定日
令和4年10月17日、同年11月2日、同年11月28日、
及び同年12月26日
- 監査の端緒
法令違反の疑いによる。
- 行政処分 (不利益処分) について
 - 処分内容
道路運送法第40条に基づく事業停止処分
【30日間の事業用自動車使用停止処分 (対象車両1両)】
 - 行政処分の対象となった法令違反の内容
検査の忌避
(道路運送法第94条第4項)

配布先
青灯クラブ
陸運記者会(ハワ)